

TSU-BPO取引活用による地域金融機関 の貿易金融高度化

花木 正孝
近畿大学経営学部 准教授

I はじめに (序)

ICCによる2013年『ICC バンク・ペイメント・オペレーション統一規則』－Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No.750 (URBPO750) の発効に伴いTSU-BPO取引の本格的な普及が期待されたが、現状は、わが国のメガバンクや大手外銀等、内外大手銀行により一部大企業向けにのみ提供されるサービスに留まっている。拙稿 (2015¹、2016a²、2016b³) では、TSU-BPO取引が、OA取引、信用状取引等と同等の決済方法として、あらゆる業種、規模の輸出入商に利用され、地域金融機関もサービスを提供できるまで普及するには、クリアすべき問題が残っていることを指摘し、TSU-BPO取引普及のポイントとして、①対象取引、②対象顧客の範囲拡大策について提言した (図1参照)。また、佐藤 (2013)⁴、檜垣 (2014⁵、2015⁶、

2017⁷)、釜井 (2015)⁸等、多くの先行研究で同様の指摘がなされている。

本稿は、対象顧客の範囲拡大と共に、TSU-BPO取引を取扱う金融機関の裾野を拡大する為に、地域金融機関と内外大手銀行間で行われている外国為替事務手続に関する業務委託－外為事務委託 (以下「委託」とする) の活用を検討するものである。

II 外為事務委託の概要

1 外為事務委託の意義

まず、委託の概要について紹介したい。内外大手銀行の店舗ネットワークから外れた地方の、とりわけ中小の輸出入商は、貿易取引を推進する為に、直接貿易で必須となる外国為替取引 (以下「取引」とする) を地域金融機関に頼るか、これを諦め間接貿易の貌を採らざるを得なかった。一方、取引を受け付ける地域金融機関側も独自にSWIFT¹⁰を通じて、コルレスネットワークを展開、維持する

¹ 拙稿「TSU-BPOとフォーフェイティングの融合による新しい貿易金融」(『日本貿易学会リサーチペーパー』第4号、2015年3月) 41-57頁。

² 拙稿「請求払保証取引へのTSU-BPO (URBPO) 活用提言」(『国際商取引学会年報』第18号、2016年6月) 66-78頁。

³ 拙稿「海上運送状の活用による中小企業宛TSU-BPO利用促進の提言」(『日本貿易学会誌』第53号、2016年3月) 31-42頁。

⁴ 佐藤武男『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』(中央経済社、2013年1月)。

⁵ 檜垣拓也「電子船荷証券を用いたessDOCSの電子貿易取引スキームについて」(『国際金融』1266号、2014年11月) 58-64頁。

⁶ 檜垣拓也「ICCによる銀行支払確約に関する統一規則 (URBPO) の特徴とその推進」(『国際商事法務』Vol.43 No.1 (通巻631号)、2015年1月) 50-59頁。

⁷ 檜垣拓也「報告シラバス 拡大するessDOCSの電子貿易取引と、電子海上運送状活用の提言」(『国際商取引学会年報』第19号、2017年6月) 118-131頁。

⁸ 釜井大介「BPO発展に向けた実務面からの考察－商品性、リスクおよびその発展性について－」(『金融法務事情』2016号、2015年4月) 43-51頁。

図1 TSU-BPO取引の対象取引・顧客セグメントの展開

顧客セグメント			大企業	中小企業（SME）		
				中堅企業	零細企業	
貿易取引	貿易代金決済	決済スピード向上	TSU1.0 イトーヨーカ堂 三菱東京UFJ銀行	SME向BPO	対象顧客 セグメント の拡大	
		貿易事務手続き効率化				
	輸出入金融	輸出商への支払保証	essDOCS社による CargoDocs BPO			
		輸入金融	TSU2.0 TSU-BPO取引 URBP0750			Commerzbank Bangkok Bank
		輸出金融				
		フォーフエイティング	「フレフエイティング」 Vale International S.A. 三菱東京UFJ銀行			
貿易外取引	国内取引		国内BPO China Merchants Bank	TSU-BPO取引 の裾野拡大には 顧客セグメント 対象取引 の拡大が不可欠		
	外国保証取引	請求払保証取引	対象取引 の拡大			
		スタンドバイクレジット				

出典：拙稿（2016b）⁹

には限界がある。この為、少なからぬ地域金融機関（以下「委託行」という）が内外大手銀行（以下「受託行」という）に委託を行い、そのコルレスネットワークを活用すること

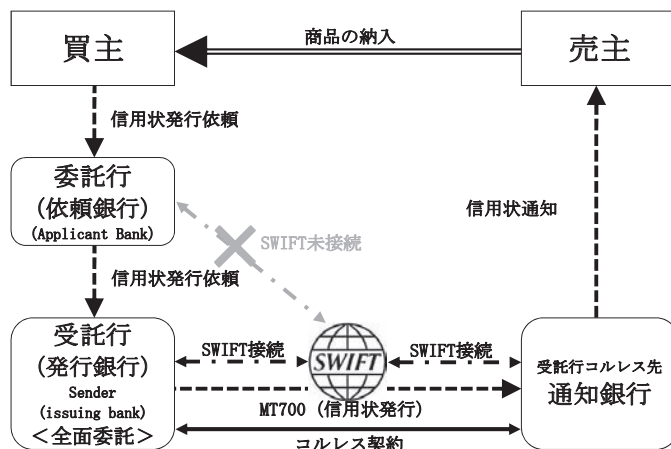
で、これを補い、外国送金取引、信用状取引を始めとする荷為替手形取引、為替予約取引等の事務手続きを委託している¹¹。また、委託行が外為与信取引を委託する場合には、主

⁹ 拙稿「前掲書」（注2）70頁。

¹⁰ 国際銀行間通信協会—Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication（SWIFT）とは、1973年ベルギーで設立された協同組合である。「国際的な金融取引におけるワールドワイドなデータ処理・データ通信リンクおよび共通言語を開発する。」というミッションを掲げ、取引フォーマット及びコード類の標準化、共通ネットワークの整備により、金融業務の効率化、自動化の推進に大きな役割を果たした。2016年末時点でSWIFTユーザー数は11,299、総メッセージ件数は、6,525百万件となっている。現在、わが国の銀行外国為替業務に關係する全受発信電文数について、ほぼ100%を占めており、国際金融メッセージ通信分野におけるde facto standardとなっている。

¹¹ 受託業務の典型的な事例として、三菱東京UFJ銀行の「外為受託サービス」を挙げたい。同サービスの内容は、①業務体制の整備、②コストの削減、③事務負担の軽減、の3点について課題を抱える委託行に提供するとしており、同サービスの特徴として、①利用する委託行側の事務フローに準拠、②委託行とのウェブによる正確・迅速な事務連絡、③受託専任体制によるサービスの提供、の3つを挙げている。詳細は、「三菱東京UFJ銀行 外為受託サービス」、at <http://www.bk.mufg.jp/houjin/kinyu/gaitame/index.html> (as of December 29, 2017) を参照。
また、SWIFT以外の、代表的な委託のケースとして外為円決済制度が挙げられる。これは、SWIFTによって送受信される支払指図等に基づく円カバー資金決済を行うシステムであり、2017年6月末現在の外為円決済制度の参加銀行は、日銀ネットに直接参加して外為円決済事務を行う加盟銀行（26行）、加盟銀行に外為円決済事務を委託して間接的に参加する決済制度事務委託銀行（173行）およびCLS銀行の合計200行である。ここでは、決済制度事務委託銀行が委託行、加盟銀行が受託行の立場となる。詳細は、全国銀行協会「2017年外国為替円決済制度に関する情報開示」（2017年7月）2頁、at <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290731.pdf> (as of December 29, 2017) 参照。

図2 類型Ⅰ（全面委託）の委託スキーム図（信用状発行）



出典：筆者作成

に国債などを担保として受託行に差し入れている。

2 外為事務委託の類型

委託には大きく3つの類型がある。本稿では、これら3つの類型を便宜上「類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」とする。「類型Ⅰ」とは、委託行自体がSWIFTに接続しておらず、独自のコルレスネットワークを全く有していないケースである。「類型Ⅱ」とは、委託行自体はSWIFTに接続しているものの、独自に十分な規模のコルレスネットワークを有していないケースである。「類型Ⅲ」とは、委託行がSWIFTに接続し、独自に十分な規模のコルレスネットワークを有しているケースである。

(1) 類型Ⅰ（全面委託）

類型Ⅰの場合、委託行はSWIFTに接続しておらず、コルレスネットワークそのものを有していない為、全ての取引、SWIFTに係る事

務処理手続きについて、受託行に全面的に委託せざる得なくなる。

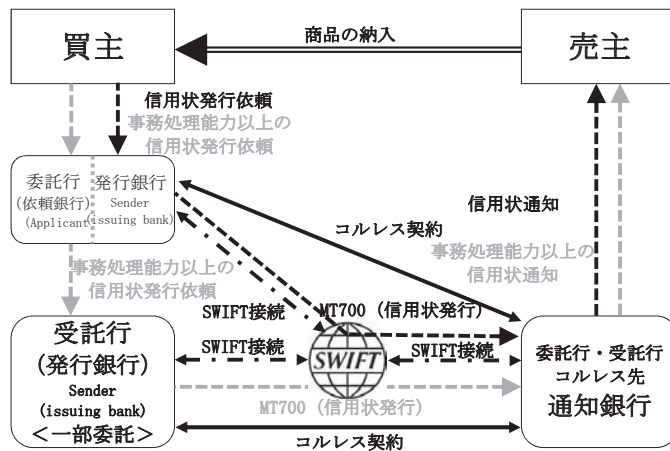
この場合、委託行は取引の当事者としてではなく、取引の依頼人の立場となり、受託行が取引の当事者となる（便宜上これを「全面委託」とする）。図2は、類型Ⅰ（全面委託）によって信用状が発行される場合の委託スキーム図であるが、MT700¹²上、委託行は、依頼銀行—Applicant Bankとして表示され、受託行は、MT700上、送信銀行—Sender、つまり発行銀行—Issuing Bankとなり、委託行に対し発行銀行として輸入与信取引を許容することとなる（MT700の概要については、表1参照）。

(2) 類型Ⅱ（発信委託）

類型Ⅱの場合、委託行はSWIFTに接続し、独自にコルレスネットワークを有している。しかし、そのネットワークの規模が十分でない為、コルレス契約未締結の国や地域、海外

¹² SWIFTでは信用状発行は電文雛形700番—Message Type 700 (MT700) Issue of a Documentary Creditに基づき発信される。SWIFTは、MT700の基本的な役割を、Indicates the terms and conditions of a documentary creditと規定している。詳細は“Message Reference Guide Category 7 - Documentary Credits and Guarantees For Standards MT November 2017”, p.10-11, 13 Jul 2017, at https://www2.swift.com/uhbonline/books/public/en_uk/us 7 m_20170720/us 7 m.pdf (as of December 29, 2017) 参照。

図4 類型III（一部委託）の委託スキーム図（信用状発行）



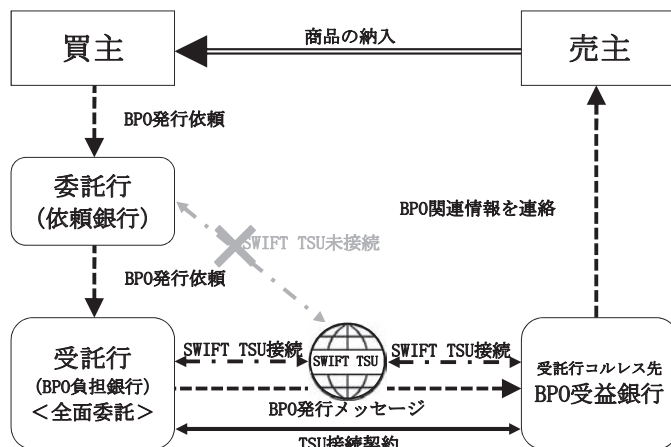
出典：筆者作成

表2 近畿二府四県の地域金融機関外国為替業務概要（単位：百万米ドル）

	所在地	金融機関コード	金融機関名	BICコード	外国為替取扱高	外国為替取引受付体制整備状況
地方銀行	滋賀	0157	滋賀銀行	SIGAJPJT	-	HP上に外為EB受付機能あり
	京都	0158	京都銀行	BOKFJPJZ	10,972	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	0159	近畿大阪銀行	OSABJPJS	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	0161	池田泉州銀行	BIKEJPJS	3,672	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	奈良	0162	南都銀行	NANTJPJT	1,281	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	和歌山	0163	紀陽銀行	KIYOJPJT	1,498	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	0164	但馬銀行	TJMAJPJZ	117	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
第二地方銀行	大阪	0554	関西アーバン銀行	KSBJPJS	1,889	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	0555	大正銀行	なし	0	-
	兵庫	0562	みなと銀行	HSINJPJK	2,326	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
信用金庫	滋賀	1602	滋賀中央信用金庫	なし	0	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	滋賀	1603	長浜信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	滋賀	1604	湖東信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	京都	1610	京都信用金庫	KYSBJPJZ	508	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	京都	1611	京都中央信用金庫	KCHUJPJY	275	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	京都	1620	京都都信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受ける旨公表
	大阪	1630	大阪信用金庫	なし	237	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	1633	大阪厚生信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受ける旨公表
	大阪	1635	大阪シティ信用金庫	OSACJPJS	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	1636	大阪商工信用金庫	なし	0	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	大阪	1643	永和信用金庫	なし	51	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	1645	北おおさか信用金庫	なし	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	1656	枚方信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受ける旨公表
	奈良	1666	奈良信用金庫	なし	-	-
	奈良	1667	大和信用金庫	なし	-	-
	奈良	1668	奈良中央信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	和歌山	1671	新宮信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受ける旨公表
	和歌山	1674	きのくに信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受ける旨公表
	兵庫	1680	神戸信用金庫	なし	73	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1685	姫路信用金庫	なし	64	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1686	播州信用金庫	なし	138	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1687	兵庫信用金庫	なし	53	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1688	尼崎信用金庫	AMASJPJZ	457	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1689	日新信用金庫	なし	166	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1691	淡路信用金庫	なし	39	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1692	但馬信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受ける旨公表
	兵庫	1694	西兵庫信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受ける旨公表
兵庫	1695	中兵庫信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受ける旨公表	
兵庫	1696	但陽信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受ける旨公表	

出典：各行・金庫の2017年3月期ディスクロージャー誌、HP等より筆者作成（-：開示なし）

図5 想定される類型Ⅰ（全面委託）のTSU-BPO取引委託スキーム図



出典：筆者作成

面委託) 同様、MT700上、委託行は依頼銀行、受託行は送信銀行（発行銀行）となり、受託行は、委託行に対し発行銀行として輸入与信取引を許容することとなる。

3 外為事務委託の事例—関西の地域金融機関

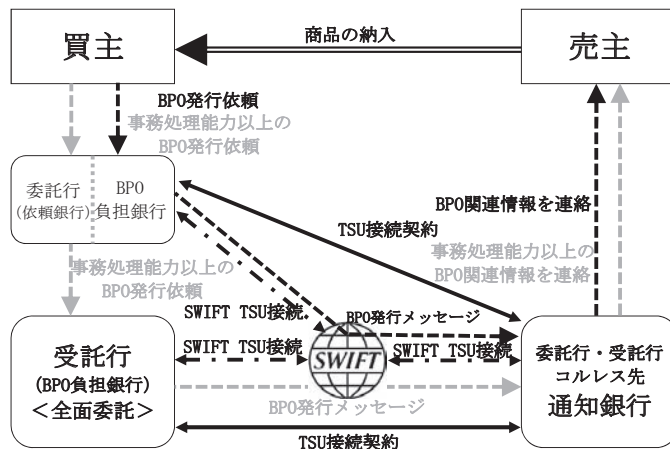
ここで近畿二府四県の地域金融機関（地方銀行7行、第二地方銀行3行、信用金庫29金庫、合計39行・金庫）を取り上げ、実際の委託状況を推測したい。表2は、近畿二府四県の地域金融機関外国為替業務概要であるが、地方銀行は全てSWIFTへのアクセスに必須となるBICコード¹⁵を有している。第二地方銀行では、大正銀行のみBICコードを有していない。信用金庫ではBICコードを有するのは京都、京都中央、大阪シティ、尼崎の4金庫に留まっている。これにより大正銀

行及び、上記4金庫以外の25金庫はSWIFTに直接アクセスできないことが確認できる。一方、BICコードの有無に係らず、18行・金庫は外国為替取扱高実績を計上している他に、18金庫は、①HPやディスクロージャー誌上に取扱う旨明示、②信金中央金庫へ取次ぐ¹⁶旨明示、③HP上で外為EBサービスを現に提供していることから、少なくとも、取引関連情報の公開がない大正銀行と2金庫（奈良、大和）を除く36行・金庫が取引を行っていることが窺える。また、これらの情報から、BICコードを有していない23金庫は、類型Ⅰ（全面委託）、BICコードを有している9行、4金庫は類型Ⅱ（発信委託）または類型Ⅲ（一部委託）の貌で委託を行っていると思われる。

¹⁵ BICコードとは、SWIFTにアクセスする金融機関に与えられる固有符号であり、メッセージを発信する際に、受信先を特定するのに利用される。詳細は、中島真志『SWIFTのすべて』（東洋経済新報社、2009年7月）144-148頁 参照。

¹⁶ 信金中央金庫は、信用金庫の業務機能の補充を行っており、本稿に関連する部分では、①市場関連業務のサポートとして、信用金庫との間でデリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引および有価証券取引、②決済業務のサポートとして、内国為替・外国為替のほか、資金中継等の決済業務を取扱う。詳細は、<http://www.shinkin-central-bank.jp/about/profile/information.html> (as of December 29, 2017) 参照。

図6 想定される類型III（一部委託）のTSU-BPO取引委託スキーム図



出典：筆者作成

Ⅲ TSU-BPO取引の委託スキーム

次に、TSU-BPO取引を委託する場合に検討が必要なポイントとして、①TSU-BPO取引委託に適した委託方法、②URBPO750に親和性のある委託方法、③委託行－受託行間の契約関係、④委託行－受託行間のインフラ、の4つについて検討していきたい。

1 TSU-BPO取引委託に適した委託方法

(1) 委託形態

まず、委託の形態であるが、既存取引を類型I（全面委託）で委託する委託行の場合、そもそも委託行はSWIFTとアクセスしていない為、TSU-BPO取引も既存の取引同様に類型I（全面委託）で委託するのが自然な成り行

きであろう。

図5は、類型I（全面委託）でBPOが発行される場合の委託スキーム図である。信用状取引と同様に委託行は、依頼銀行－Applicant Bank、受託行は、BPO負担銀行－Obligor Bankとなり、委託行に対し発行銀行として与信取引を許容することとなる。

既存取引を、類型II（発信委託）または類型III（一部委託）で委託する委託行の中には、既存取引同様、独自にTSU-BPO取引を行うケースも想定される。他方、参加銀行とTSUを運営するSWIFT間のTSU接続契約には、既存取引においてSWIFTの提供する、取引関係管理ツール－Relationship Management Application（RMA）¹⁷に相当する仕組みも含まれている¹⁸。参加銀行は、TSU接続と同時に（TSU上の）コルレス契約が発生するので、TSU接続以降に改めてコルレス契約を締結する必要はない。この為、TSU-BPO取引で

¹⁷ 取引関係管理ツール－Relationship Management Application（RMA）とは、SWIFTにアクセスする際に銀行間の通信許可を管理するシステムであり、従来の2者間の鍵交換－Bilateral Key Exchange（BKE）を置き換える形で2008年に導入された。SWIFTが、de facto standardとなつて以降、コルレス契約締結は、RMA上で相手との通信を許可することを意味している。詳細は、中島真志「前掲書」（注15）257-264頁 参照。

¹⁸ 本件に関しては、2017年12月26日に、TSU-BPO取引を行っている金融機関等に架電ヒアリングを実施し確認した。

6. TSU-BPO取引活用による地域金融機関の貿易金融高度化

表3 TSU-BPO採用状況

項目	2016年7月	2015年8月	2015年4月	2014年11月	2014年9月	2014年4月	2013年4月
BPO利用銀行グループ数	21	20	19	16	13	8	5
BPO利用企業数	60+	50+	50+	45	35	25	非公表
BPO利用テスト中の銀行グループ数	22	21	19	15	16	16	11
TSU接続銀行グループ数	80	82	83	81	84	83	82
TSU接続BIC8 (SWIFTアドレス) 数	194	183	178	168	169	152	131
TSU接続BIC8, 11 (SWIFTアドレス) 数	281	281	271	256	253	235	204
TSU接続国数	51	47	47	47	48	47	43

出典：SWIFT資料¹⁹より筆者作成

表4 TSU-BPO取引のメリット・デメリット（受託行及び委託方法別）

	受託行 (TSU-BPO取引導入行)	委託行	
		類型Ⅰ（全面委託）	類型Ⅲ（一部委託）
メリット	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放 ③TSU-BPO取引専用端末導入は不要 ④TSU-BPO取引に関する事務処理体制の構築は不要 ⑤TSU-BPO取引事務処理スキル不要	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放 ③事務処理能力を超えたTSU-BPO取引の受付が可能となる
デメリット	①既存のSWIFT端末に加え、TSU-BPO取引専用端末導入が必要 ②TSU-BPO取引に関する事務処理体制構築が必要 ③TSU-BPO取引に関するスキル向上（営業推進、事務処理）が必要	①TSU-BPO取引営業推進スキル向上が必要	①既存のSWIFT端末に加え、TSU-BPO取引専用端末導入が必要 ②TSU-BPO取引に関する事務処理体制構築が必要 ③TSU-BPO取引に関するスキル向上（営業推進、事務処理）が必要

出典：筆者作成

は、類型Ⅱ（発信委託）の委託方法は必要ない。これらの場合、委託行はTSU-BPO取引の事務処理能力を超えて持ち込まれる取引を、**図6**の様に類型Ⅲ（一部委託）の貌で委託するものと想定する。

(2) 現実的なTSU-BPO取引の委託方法

これらを踏まえ、現実的なTSU-BPO取引の委託方法について考えたい。**表3**は、TSU-BPOの採用状況であるが、2013年のURBPO750発効以降も伸び悩んでいる。この為、委託行が既存のSWIFT端末に加え、自前でTSU-BPO取引専用端末を導入し、独自の事務処理体制構築や、委託行職員に対する

TSU-BPO取引の営業推進及び事務処理スキル向上にコストを掛けるのは、時期尚早との経営判断が働く公算が高いと予想される。

表4は、TSU-BPO取引のメリット・デメリットを受託行、類型Ⅰ（全面委託）の委託行、類型Ⅲ（一部委託）の委託行別に纏めたものであるが、このような状況もあり、受託行にとっては、既存取引の委託方法がいずれであっても、TSU-BPO取引導入時には、類型Ⅰ（全面委託）を取るのが現実的な選択肢と考える。

¹⁹ SWIFT HP, "SWIFT for Corporates Trade Digitisation Market Adoption Report - 201607", at <https://www.swift.com/our-solutions/corporates/drive-trade-digitisation/document-centre#topic-tabs-menu> (as of December 29, 2017)

表5 TSU-BPO取引、信用状取引の統一規則比較

URBP0750	UCP600
第1条 範囲	第1条 UCPの適用
第2条 適用	第2条 定義★
第3条 一般定義★	第3条 解釈★
第4条 メッセージ定義◎	第4条 信用状と契約☆
第5条 解釈	第5条 書類と物品、サービスまたは履行◎●
第6条 バンクペイメントオブレーションと契約☆	第6条 利用可能性、有効期限および呈示地
第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行◎	第7条 発行銀行の約束
第8条 BPOの有効期限◎	第8条 確認銀行の約束
第9条 参加銀行の役割	第9条 信用状および条件変更の通知
第10条 BPO負担銀行の約束★	第10条 条件変更
第11条 条件変更	第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更
第12条 データの有効性に関する責任排除◎	第12条 指定
第13条 不可抗力	第13条 銀行間補償の取決め
第14条 取引データ・マッチング・システム (TMA) の利用不能◎	第14条 書類点検の標準◎●
第15条 適用法	第15条 充足した呈示●
第16条 代わり金の譲渡	第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告●
	第17条 書類の原本およびコピー●
	第18条 商業送り状●
	第19条 少なくとも2つの異なった運送形態を対象とする運送書類●
	第20条 船荷証券●
	第21条 流通性のない海上運送状●
	第22条 備船契約船荷証券●
	第23条 航空運送書類●
	第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状●
	第25条 クリーエ受領書、郵便受領書または郵送証明書●
	第26条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"等●
	第27条 無故障運送書類●
	第28条 保険書類および担保範囲●
	第29条 有効期限または最終呈示日の延長
	第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲
	第31条 一部使用または一部船積
	第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積
	第33条 呈示の時間
	第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除●
	第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除●
	第36条 不可抗力
	第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除
	第38条 譲渡可能信用状
	第39条 代わり金の譲渡

2つの準拠規則の主な類似点	
☆	独立抽象性（無因性）の原則
★	取消不能の支払確約
2つの準拠規則の主な相違点	
○	『データ取引の原則』『書類取引の原則』
◎	URBP0750特有の代表的規定
●	UCP600特有の書類に関する規定

出典：筆者作成

2 URBPO750に親和性のある委託方法

加えて、URBP0750の規定上からも、類型I（全面委託）が、現実的なTSU-BPO取引の委託方法であると指摘することができる。ここでは、既存取引で委託される信用状取引の規定であるUCP600の規定との差異を踏まえて説明したい。

表5は、URBP0750、UCP600の比較であるが、支払確約を行う当事者が、UCP600上は信用状発行銀行、URBP0750上もBPO負担銀行で、いずれも銀行である一方、受益者に

ついてはUCP600上、一般的に銀行以外の輸出者であるのに対して、URBP0750上では、BPO負担銀行である。この差異からTSU-BPO取引は当事者を、銀行に限定した規則であるといえる。加えて、UCP600では書類取引の原則を規定し、専ら書類のみを取扱うのに対し、URBP0750上では書類すら取扱わず、データのみを取扱う規定—データ取引の原則を規定している²⁰。

この様に、①取引の当事者を輸出入商ではなく、銀行に限定する点、②取扱いに時間が掛る書類等ではなく、データのみを取扱う点、

²⁰ URBPO750の規定については以下を参照。西口博之「貿易取引の変化と代金決済方法の多様化—ICCによる銀行支払保証統一規則URBP0750に関連して」（『NBL』第1015号、2013年12月）25-32頁、釜井大介「BPO統一規則（URBP0）の概要」（『金融法務事情』1974号、2013年7月）60-61頁、拙稿「SWIFT-ICCによるTSU-BPOが貿易金融に与える影響」（『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号、2014年3月）1-19頁。

表6 「外国向為替手形取引約定書」(輸出手形買取時の契約関係)

担保	付帯荷物および付属書類は手形債権等の譲渡担保
買戻債務	銀行が買取った輸出手形が支払義務者から支払拒絶された場合等、輸出者は銀行に対し手形の買戻債務を負担

出典：筆者作成

表7 「信用状取引約定書」(信用状発行時の契約関係)

担保	付帯荷物および付属書類は信用状取引によって発生する債権の譲渡担保
償還債務	銀行が信用状条件に従って補償債務を負担しまたはその履行(対外決済)をした場合は、輸入者は発行銀行に対し償還債務(輸入決済)を負担

出典：筆者作成

の2点より、信用状取引に比べ、スピーディーで銀行間の手続きのみで完結するTSU-BPO取引は、委託に適した取引であるといえる。

3 委託行－受託行間の契約関係

委託契約については、例えば、BPO発行に関する約定は、既存の信用状発行時の規定に準じて取り交わすなど、従来の契約内容を大きく改変する必要はないと思われる。ここでも、信用状取引との差異を踏まえて説明したい。信用状取引においては、輸出金融(信用状付輸出荷為替手形買取)、輸入金融(信用状発行)開始時に、それぞれ「外国向為替手形取引約定書」並びに「信用状取引約定書」を取り交わす。それらの最重要規定は、輸出金融においては、担保及び買戻債務規定²¹(表6参照)、輸入金融においては、担保及び償還債務規定²²(表7参照)とされる。

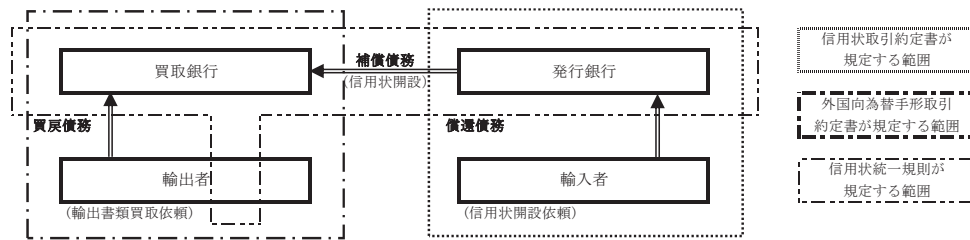
信用状取引におけるUCP600、「外国向為替手形取引約定書」、「信用状取引約定書」に規定される当事者(銀行及び輸出入商)が行う輸出入金融における債務関係は図7のようになる。類型Ⅰ(全面委託)、類型Ⅲ(一部委託)の場合、委託行が輸出入商の立場、受託行が発行銀行又は買取銀行の立場で、同様の内容の委託契約が締結される。

一方、TSU-BPO取引の場合も輸出入商に対して、輸出金融(データ・セット買取)、輸入金融(BPO発行)が可能であるが、銀行は、信用状取引同様、輸出金融では買戻債務規定を、輸入金融では償還債務規定について、輸出入商との間で約定する必要がある。これらを締結すれば、輸入側金融機関(BPO負担銀行)－輸入商(BPO発行依頼人)間の約定(BPO発行に関する約定書)、輸出側金融機関(BPO受益銀行、データ・セット買取銀行)－輸出商(データ・セット買取依頼人)間の約定(デー

²¹ 『外国向為替手形取引約定書』の第3条(担保)、第15条(買戻債務)に関する部分については、以下を参照。松本貞夫「外国向為替手形取引約定書ひな型の制定について」(『金融』434号、1983年5月)13-25頁、及び経済法令研究会『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』(経済法令研究会、1983年12月)。

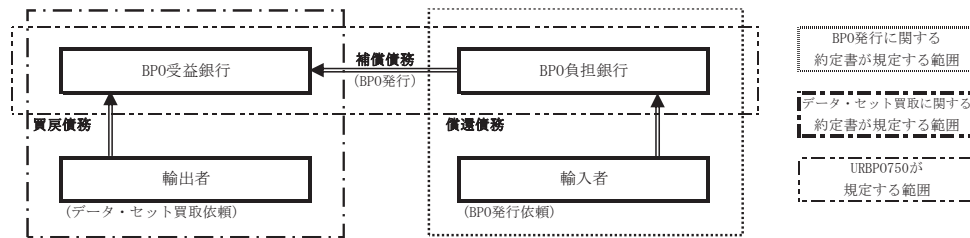
²² 『信用状取引約定書』の第3条(担保)、第11条(償還債務)に関する部分については、以下を参照。全国銀行協会「信用状取引約定書ひな型の制定」(『金融』第502号、1989年1月)22-31頁。

図7 信用状取引における債務関係



出典：筆者作成

図8 TSU-BPO取引における債務関係



出典：筆者作成

タ・セット買取に関する約定書) 及び、URBP0750が規定する債務関係は図8のようになる。信用状取引における債務関係と比較すれば、UCP600及びURBP0750が規定する当事者の範囲に関する相違²³のみで、その他の債務関係は同一であることがわかる。

想定されるTSU-BPO取引の委託契約は、類型I(全面委託)、類型III(一部委託)の場合、委託行が輸出入商の立場、受託行がBPO負担銀行又はBPO受益銀行(データ・セット買取銀行)の立場で、同様の内容の委託契約が締結されることとなるので、主要な部分において、信用状取引で利用される委託契約をベースにしたものを締結すれば良いことがわかる。

4 委託行－受託行間のインフラ

次に、TSU-BPO取引に必要なインフラにつ

いて考えてみたい。比較の為に信用状取引の類型I(全面委託)、類型III(一部委託)の委託手続を確認したい。信用状取引における委託手続及び使用インフラは表8の通り、委託行－受託行間手続は大半が、FAX/EBで送受信可能である。しかし書類を取扱うことから、紙ベースの申込書、信用状原本、荷為替手形(船積書類)等については、郵便やクーリエサービスによる配送手続が必要となる。

これに対し、TSU-BPO取引の類型I(全面委託)、類型III(一部委託)の委託手続は、表9のような貌になると予想される。TSU-BPO取引は、専らデータを取扱うので、信用状取引と異なり、郵便やクーリエサービスによる書類の配送手続は不要である。ただ、FAXの利用によるデータの送受信も非現実的であることから、委託行－受託行間のデータ送受信の為にシステム整備が必要となる。

²³ 拙稿「前掲書」(注19) 9-11頁。

表8 既存取引（信用状取引）類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）の手続

	委託手続の流れ	具体的内容	使用インフラ			
			FAX	EB	郵便	カーゴ
1	信用状発行	申込書送付、送信	○	○	△	△
2	信用状通知	信用状原本の送付	△	△	○	○
3	輸出手形買取	荷為替手形の送付			○	○
4	船積書類到着	到着案内を送付、送信	△	△	○	○
5	輸入ユーザンス	資金調達、決済指示を、送信	○	○		
6	輸入決済	決済資金送金を送信	○	○		
7	船積書類引渡	船積書類送付			○	○

○：使用可能なインフラ
△：利用に制限のあるインフラ

大半の手続きが、FAX/EBで送信可能
信用状原本、荷為替手形（船積書類）等の送付が必要

出典：筆者作成

表9 TSU-BPO取引で想定される類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）手続

	委託手続の流れ	具体的内容（想定）	使用インフラ			
			FAX	EB等	郵便	カーゴ
1	BPO発行	BPOデータを送信		○		
2	BPO通知	受領したBPOを送信		○		
3	データ・セット提出	データ・セットを送信		○		
4	データ・セット到着	到着案内を送信		○		
5	輸入ユーザンス	資金調達、決済指示を送信		○		
6	輸入決済	決済資金送金を送信		○		

○：使用可能なインフラ
全ての手続きが、EB等システムで送信可能

出典：筆者作成

既存の信用状取引における類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）では、委託行が一般の輸出入商と同様に、受託行の提供する外為EBを導入している場合が多い。このことから、TSU-BPO取引委託専用のシステムを新たに構築するよりも、既存取引に利用されている、外為EBに備わるデータ送受信機能を拡張して、TSU-BPO取引に活用することが考えられる。受託行側も、一般の輸出入商向けに同一スペックで、TSU-BPO取引に活用できる機能拡張を実施すれば、受託行のプロパー

顧客からのTSU-BPO取引推進にも活用できる。委託行、受託行双方にとり、外為EBの「データ送受信機能」²⁴拡張がコスト面から、最も現実的な対応であろう。

Ⅳ TSU-BPO取引委託の意義

最後にTSU-BPO取引の意義について、地域の中小輸出入商、地域金融機関（委託行）、内外大手銀行（受託行）の立場から指摘したい。

²⁴ 外為EBのデータ送受信機能の典型的な事例として、三井住友銀行の「Global e-Tradeサービス」の輸入LCサービス（輸入決済機能）を挙げたい。同機能では、輸入商が、海外から到着する輸入書類の内容を記した輸入手形書類到着案内通知書—Arrival Noticeを郵送受領ではなく、電子メールで輸入手形書類到着通知、画面上でArrival Notice及び、Invoice等、輸入書類の内容確認が可能となる。詳細は、「三井住友銀行の「Global e-Tradeサービス」、輸入LCサービス」<http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/e-trade/service2.html> (as of December 29, 2017) 及び、三井住友銀行の「Global e-Tradeサービス」、導入事例、輸入LCサービス（輸入決済機能）の利用例(2)」<http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/e-trade/jirei.html> (as of December 29, 2017) 参照。

従前から既存取引の委託は、積極的な海外取引開拓を行う、地域の中小輸出入商に対し、直接貿易での代金決済手段提供を通じ、間接的な支援となっていた。これは、個別の取引先支援であるだけでなく、地域経済活性化に資するものであった。TSU-BPO取引を受託対象に加えることは、地域の中小輸出入商にとって、代金決済手段の多様化に留まらず、TSU-BPO取引の特徴である、貿易代金決済電子化、貿易金融高度化ニーズに応えることができる。これにより、更なる地域経済活性化に資すると期待できる。

地域金融機関（委託行）は、当初は類型Ⅰ（全面委託）の貌でTSU-BPO取引を、スタートする貌となるが、中長期的に見れば、委託行側のTSU-BPO取引取扱スキルアップが期待できる。更に、TSU-BPO取引が伸長し、その取引ボリュームが一定水準に達すれば、委託行側にTSU-BPO取引への参加インセンティブが増大し、その結果、委託行の中には類型Ⅲ（一部委託）へ進むものも現れよう。この様に、TSU-BPO取引への参加銀行の増大に繋がると期待できる。加えて、最近の地域金融機関に求められる、地域経済活性化への貢献にも資するといえる²⁵。

内外大手銀行（受託行）の立場で、委託の対象にTSU-BPO取引を加えることは、短期的には、これまで、受託行の取引先に限定せざるを得なかった、TSU-BPO取引の利用企業数、取引件数、ボリュームの増大が期待できる。中長期的には、国内外の貿易取引の当事者から要求される、貿易代金決済電子化、貿易金融高度化ニーズへの対応は勿論、既に

TSU-BPO取引を採用済みの海外大手企業にとっても、日本の取引相手とスムーズにTSU-BPO取引を行える環境整備に繋がると期待できる。

V おわりに（結語）

TSU-BPO取引の委託は、地域の中小輸出入商、地域金融機関（委託行）、内外大手銀行（受託行）、TSU-BPO取引を採用済みの海外大手企業等、全てのTSU-BPO取引参加当事者にとって、国内外の貿易代金決済電子化、貿易金融高度化のメリットをもたらすと見える。また、TSU-BPO取引の委託を有効に活用することは、単に、TSU-BPO取引の裾野拡大は勿論、地域の中小輸出入商への支援を通じて地域経済活性化に資すると思われる。

²⁵ 金融庁は、2016年9月のベンチマーク発出により、地域金融機関に地域経済活性化へ一層の貢献を求める方針を明確化した。詳細は、金融庁『金融仲介機能のベンチマーク』<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf> (as of December 29, 2017) 及び、金融庁HP「金融仲介機能のベンチマークについて～自己点検・評価、開示、対話のツールとして～」<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3.html> (as of December 29, 2017) 参照。

花木報告コメント

佐藤 武男
放送大学 非常勤講師

I 「外為事務受託」方式は、「TSU-BPO取引」の委託にも適用可能

花木先生の本論文は、従前から地方銀行等が輸出入の信用状取引や送金取引の事務処理や決済処理をメガバンクに委託していた「外為事務受託」方式を、貿易決済や貿易金融の電子化スキームである「TSU-BPO取引」の委託にも適用できるとし、これを推進することで、地方の中堅・中小企業のTSU-BPO取引の裾野拡大や地域の経済活性化につながる点を分析し、提言した点で大いに意義がある。

そもそも地銀(委託行)からメガバンク(受託行)等に「外為事務受託」をするニーズや背景は、地方にもグローバル企業はあるのに外為事務の専門家が少ない、外為事務要員数が不足している、外為チェックスキルが銀行内で継承されていない、SWIFTに接続していない、自前で海外の銀行とのコルレスネットワークを有していない、コルレスネットワーク構築・維持には大きなコストがかかる、輸出入の貿易取引件数自体が少ない、などが挙げられ、大きな悩みとなっていた。

外為事務委託は、顧客から受け取る外為手数料の数パーセントを外為委託手数料としてメガバンク等受託行に支払い、受託行に外為書類チェックやSWIFTを使って電信し、海外銀行との決済やトレースなど外為取引決済等

を完結してもらうものである。受託行は、責任を持って事務受託を行い、事務処理過程で様々な顧客の物流等の情報を得るが、委託銀行の取引先への外為営業の工作はしないという紳士協定がある。

メガバンクは地銀の輸出入L/C取引や外為送金の受託を多く実施しており、中でも三菱UFJ銀行は、地銀の輸出入のL/C取引や外為送金取引で、130行以上と受託契約がある模様で、実際の利用稼働率も高い。

II 外為事務受託は、3類型

外為事務受託は、3類型に分類できると花木論文では分析している。即ち全面委託の「類型I」、発信委託の「類型II」、一部委託の「類型III」であるが、この内、「類型I」と「類型III」が、「TSU-BPO取引」の委託にも適しているとしている。

委託行は、「TSU-BPO取引」を委託することで、船積書類等のチェックからの解放や貿易事務処理の自動化ができると共に、受託行にとっても同様の事務の合理化や迅速化が図られ、メリットは大きい。

全面委託の「類型I」では、URBPO750(BPO統一規則)の規定上からも、取引の当事者を銀行に限定していることや貿易のデータ取引の原則を定めていることから、現実的な「TSU-BPO取引」の委託方法になると論じている。

Ⅲ TSUとBPOについての概念と特徴

TSUとBPOについての概念と特徴を振り返ってみると以下の通りである。

1 TSU : Trade Service Utility

電子貿易決済管理システムやその電子貿易決済サービスの仕組み全体を指す。

輸出入者から提出された貿易書類（売買契約書、船荷証券、インボイスなど）のデータを銀行が電子化して入力し、その貿易電子データの整合性などを輸出側・輸入側で迅速に自動チェックするシステム。

2 BPO: Bank Payment Obligation

輸入銀行の支払確約を指す。輸入者が未払いになっても貿易データのディスクレ（不整合）がなければ、輸入銀行が輸入者に代わって輸入代金を支払う確約。輸出者にとって早期の代金回収が見込め、決済リスクがなくなり、安心して船積みができる。輸入銀行からみればBPOは輸入者への与信供与となる。

TSUの中の一部の機能であり、信用状（L/C）の電子版である。

BPOは信用状（L/C）と同じ機能を有し、輸入代金の支払確約機能と、輸出者はBPO買取りにより現金化できる輸出ファイナンス機能がある。

Ⅳ 地銀はメガバンクにTSU・BPOの委託を検討中

地銀からメガバンクへのTSU・BPO委託は、現在検討中のところが多く、実用化している

ケースはまだないと思われるが、今後十分発生しうると考える。

メガバンクから見れば、信用状や外為送金の外為事務受託とほぼ同様の手続きでTSU・BPOの受託が可能になる。委託行と受託行との間のデータ送受信の為のシステムが必要だが、受託行が提供している外為EBシステムを活用することで容易にできよう。

メガバンクには、複数の地銀からTSU・BPOの委託の問合せが多くあり、スタンバイが出来ている。一方地銀の中には、純新規先であればTSU・BPOの委託を導入しやすいが、既存先のL/C取引をTSU・BPOにシフトさせてまで売り込むことは、外為手数料が減少することから、慎重姿勢な地銀もある。

Ⅴ 地銀のTSU・BPOの事務委託の意義

地銀のTSU・BPOの事務委託は、TSU・BPOの取引量の拡大や地方の中小企業の貿易の裾野拡大のほか、今後の貿易金融の高度化にも対応可能になると花木論文では結んでいる。

もとよりTSU・BPOのメリットは、「迅速性」、「利便性」、「コスト低減性」、「貿易ファイナンスの容易性」（BPOは輸出銀行で買取り可能）、「決済遅延リスクの軽減性」などがある。

電子貿易決済サービスであるTSU・BPOは、L/C決済及び送金決済の課題を克服し、各々の良い点を盛り込んでいる第3の貿易決済としての意義を有する。それは単に決済の改善のみならず、貨物移動のスピード化、必要な時に必要な量を輸入できる「Just In Time」輸入の実現、在庫圧縮、輸出企業の資金回収の早期化にもつながり、SCM（Supply Chain

Management) の向上にも大いに寄与するものであり、地方の中小企業でも地銀の委託を通してそのメリットを十分享受できるものといえる。

VI TSU・BPOの現状の課題

- ・日本では、TSU・BPO取引は、三菱UFJが大規模に推進しており、三井住友がようやく利用を開始したが、みずほはまだテスト中であり、浸透に温度差がある。
- ・世界の銀行でも、TSU・BPOを実利用している銀行は、約21行と近年伸びが鈍化してきている。TSUの契約銀行は194行と多いが、利用銀行はまだ少ない。
- ・世界の利用企業数は、約60社強と、社数も徐々に増えてきており、業種も多様化しつつあるが、大きな伸びには至っていない。
- ・TSU・BPOは輸入者、輸出者、輸入銀行、輸出銀行の4者が合意して初めて成立するが、輸入企業が導入したくても、輸出企業の取引銀行の事務体制や与信体制などが整っていないと導入できないケースがある。
- ・輸出入企業へのTSU・BPOの認知度がまだ少なく、知らない企業も多くあり、PR不足の感がある。

VII 新たな課題としてフィンテックとの競合や連携

今後、TSU・BPO取引推進にとって、フィンテック(Fintech)のブロックチェーンを使った新たな決済サービスには、注目しておく必要がある。ブロックチェーンのサービス化は、TSU・BPOにとって貿易のデジタル化の中で脅威ではなく、TSU・BPOがそれを活

用できるチャンスが十分ある。

フィンテックの発展で、ビッグデータと人工知能(AI)を活かした既存の金融サービスの枠を超えた新たな金融サービスが生まれる可能性はある。海外送金では、利便性と低価格でTSU・BPOを超える金融サービスが出てくる可能性もある。ただブロックチェーン技術の展開が新たな決済サービスになるのかどうか、安全性や利便性と規制とのバランスなど課題は多いが、急速に変化している。地銀もこの動きを見極めたいという思惑もある。

TSU・BPOは貿易デジタルの新しい組み合わせのプラットフォームになり得るものであり、貿易物流と貿易金融決済を結び付けた新しい金融サービスや付加価値サービスを生み出していくことが、TSU・BPO取引の浸透の為に真に求められている。